



自家用車による通勤途中の 交通事故と会社の使用者責任



渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士

質 問

当社の社員Yが勤務を終え自家用車で帰宅途中に交通事故を起こし、歩行者Xに傷害を負わせてしまいました。当社はXに対して使用者責任を負うのでしょうか。

1 使用者責任と事業執行性の判断

使用者責任とは、ある事業のために他人を使用する者は、被用者とその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負うというものです。ただし、使用者が被用者の選任およびその事業の監督について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは使用者は責任を免れます（民法715条）。

使用者責任が認められるか否かについては、自動車の運転が「事業の執行」に該当するか否かが判断基準の一つになります。たとえば、納品のために会社の車を運転して商品を運搬中に事故を起こしたといった場合は会社の指示で事業の執行のために自動車を運転していたことは明らかであり、会社は使用者責任に基づき被害者に対し損害賠償しなければなりません。

自家用車での通勤は会社の業務そのものではありませんが、業務に従事する前提として必要な行

為であり会社の業務と密接に関連する行為として会社の業務に当たると解する余地があるので、自家用車の利用状況から事業執行該当性を判断することになります。

自家用車を通勤に利用するほか、会社の商品の配送にも利用しているような場合であれば、通勤のための自家用車の運転と業務との関連性はより密接なものといえることになり、通勤途中の事故であっても事業執行性が肯定される傾向にあります。会社業務において自家用車の利用は一切なく、また会社が通勤に自家用車を利用することを認めていない、あるいは利用につき会社の許可を要するところ許可を得ていないというような場合は、事業執行性が否定される傾向にあります。会社が自家用車での通勤を明示的または黙示的に容認しながら、会社業務において自家用車を利用することは一切ないというような場合は、自宅から勤務先まで徒歩の場合や、自転車、公共交通機関を利

用した場合の時間的・経済的・肉体的負担や事故等の危険性、勤務先や当該地域における通勤者の自動車利用状況、自動車以外の通勤手段による代替性の有無、通勤手当の支給状況、勤務先での駐車場の利用状況といった諸般の事情を総合して判断することになります。

2 使用者責任肯定の裁判例

前橋地裁高崎支部平成28年6月1日判決は、工場勤務のAが勤務を終え自家用車で帰宅する途中、Bが運転する車に追突しBを負傷させ、BがAの勤務先会社に対し損害賠償請求をしたという事案において、通勤距離はおよそ10キロメートルで、途中に山地や丘陵を越えることもあり、急な勾配を含む起伏や湾曲部分もすくなく存在し、道路のほとんどが片側1車線で歩行者の通行スペースと車道との間にガードレールが存在しない箇所もあるといった道路事情やAの年齢（60歳）からすると徒歩や自転車による通勤はかなりの肉体的負担となり、Aの居住地、工場の立地、駅の立地の関係で電車を利用する場合、自動車を利用する場合と比して文字どおり迂回するような経路をたどることになり片道2時間前後を要すること、自動車であれば片道30分ほどであること、電車の本数が少なく午前5時台には自宅を出なければならぬこと、定期券代が自動車通勤時のガソリン代と比して4倍以上になることなどから自動車通勤の方が電車通勤に比べ圧倒的にAの負担が少ないこと、自動車免許を有する従業員は全員が自動車通勤をしており、その割合は従業員全体の98.8パーセントに及ぶこと、群馬県（工場の立地する地域）の世帯当たりの自動車の保有台数等を考慮すれば、Aの通勤での自動車利用は代替性がなく、Aが通勤のために自動車を運転することは会社の事業執行のためになされており、この理は帰宅のための自動車運転でも変わらないとして事業執行性を肯定し、会社の使用者責任を認めました。

3 使用者責任否定の裁判例

東京地裁平成27年4月14日判決は、工事現場での交通誘導の業務終了後、自己所有の原動機付自転車で就業場所から帰宅途中のCが、Dの運転する自転車に追突し傷害を負わせたという事案において、会社がCに就業場所への直行直帰を認めており、業務の前後でCが本社において業務またはこれに密接関連する制服の返却、給与受取といったことを行うことは予定されていなかったこと、会社はCに通勤手当を支給しておらず、特に業務にあたり自家用車を利用する必要があるなどの事情もなく、電車を利用して就業場所へ行くことも可能であり現にCは電車を利用して就業場所へ行くこともあったこと、会社がCに自家用車による通勤を命じたり、これを助長するようなこともなかったことなどの事情から、Cの帰宅のための運転行為が会社の業務と密接に結びついているということはできないとして事業執行性を否定しました。

4 本件の場合

上記のとおり、当社がXの損害につき使用者責任を負うか否かはケースバイケースで、Yの通勤での自家用車の利用状況とそれに対する当社の関与の有無、程度によると考えられます。

当社がYに当社の業務でも自家用車を利用させていた場合、あるいは自家用車を業務に利用させることはなかった場合でも当社従業員の自動車通勤状況など諸般の事情を総合してYの自動車通勤が当社の事業執行のためになされたといえるような場合は、使用者責任を負うことになるでしょう。

当社がYに自家用車で通勤を認めていなかった場合は、Yの自家用車で通勤を知りながら放任していたというような特段の事情がなければ、当社は原則として使用者責任を負うことはないでしょう。